

第2章 単位と卒業要件

1. 単位の計算方法

授業科目には単位数が定められています。

単位とは学修に要する時間を表す基準で、1単位は、履修登録を行い、大学における15時間の講義に加えて30時間の予習・復習からなる自己学習が伴った45時間の学習を行った上で、さらに当該授業科目の行うべき授業回数の**70%以上出席**し、試験その他の方法により成績評価が合格と判定されることで得られるものです。

授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としています。ただし、単位を計算する上での1時間は45分とし、授業時間割上の1時限は2時間（90分）としています。

授業科目の講義、演習、実験、実習の単位の基準および単位の数え方は次のとおりです。

なお、卒業論文、卒業研究の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めています。

授業種別	単位の基準	単位の数え方
講義	15時間の授業をもって1単位とする	授業科目の内容に応じ、教育効果を考慮して、30時間の授業をもって1単位とすることができる
演習	30時間の授業をもって1単位とする	授業科目の内容に応じ、授業時間外に必要な学修を考慮して、15時間の授業をもって1単位とすることができる
実験、実習・実技	45時間の授業をもって1単位とする	必要がある場合には、授業科目の内容及び授業の方法に応じ、教育効果を考慮して、30時間の授業をもって1単位とすることができる 音楽の個人指導による実技の授業については、特に授業時間外に必要な学修を考慮して、10時間の授業をもって1単位とすることができる。なお、保育士資格に係る「保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲ」として本学が開設する授業科目のうち実習施設における授業時間数については、40時間の授業をもって1単位とする。
講義、演習、実験 又は実習のうち2 以上の方法により 行う場合	その組み合わせに応じ、前3号に規定する基準により算定した時間の授業をもって1単位とする	—
卒業研究、卒業制作等の授業科目	学習とその成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、前項の規定に関わらず、単位数を定めることができる	—

考え方例

2単位の講義・演習科目		
事前学習 2時間	週1回授業 2時間	事後学習 2時間
授業1:自主学修2		

..... 6 (時間/週) × 15 (週間) = 2単位

1単位の講義・演習科目	
週1回授業 2時間	事前・事後学習 1時間
授業2:自主学修1	

..... 3 (時間/週) × 15 (週間) = 45時間 = 1単位

※ 学期連結の開講形式をとる授業科目や連続講義科目については、上記の考え方を倍にして考えてください。

※ 卒業論文・卒業研究・卒業制作等の授業科目

学修の成果を評価して、単位を授与することが適切と認められる場合に、これらに必要な学修を考慮のうえ単位が与えられます。

〔単位の認定〕

履修登録を行い、その授業科目を履修し、試験に合格(60点以上)することにより、単位が与えられます。ただし、その授業科目が開講されている期間の学期末まで在学している必要があります。

〔出席の重要性〕

授業は、教員と学生が直接人間的なふれあいを通して学問を教え学ぶ場であり、学生生活の基本になるものです。

したがって、授業への出席は重要・必須であり、自主的な学問への探究心なくしてその成果を期待することはできません。本学では、各教科目において**70%の出席がなければ定期試験を受験することが出来ません。**

なお、定められた理由により授業を欠席した場合は、公認欠席扱いとなります。

2. 卒業要件

本学に4年以上在学し、学部・学科が定める教育課程により学修し、科目区分毎に定められた必要単位数を含め124単位以上を修得しなければなりません。

科目区分毎に定められる必要単位数は入学年度毎に定められています。

入学年度毎の必要単位数は各年度毎の「履修規則」を確認してください。

休学の期間は在籍していても在学期間には含めません。

卒業判定は、第8セメスター生に対して行われます。

〔卒業要件単位に含まれない科目〕

- (1) 特別教育科目の特別単位※1については、20単位を限度として自由科目に繰り入れることができますが、直接の卒業要件単位には含まれません。
- (2) 自由科目を履修し単位修得したものについては、修得単位の中から併せて20単位までを上限として卒業要件単位に算入することができますが、20単位を超える修得単位は卒業要件単位に含まれません。

※1 特別単位… 特別学期特別教育科目による特別単位、ボランティア活動、インターンシップ活動によって認定される特別単位

人間関係学部 心理学科

- 1 教養科目の中から 10 単位以上
- 2 学部共通科目の中から 2 単位以上
- 3 専門科目の中から 60 単位以上
(学部共通科目 2 単位を超える単位は、専門科目の単位とすることができる)

人間関係学部 子ども発達学科

- 1 教養科目の中から 10 単位以上
- 2 学部共通科目の中から 2 単位以上
- 3 専門科目の中から 60 単位以上
(学部共通科目 2 単位を超える単位は、専門科目の単位とすることができる)

健康福祉学部 管理栄養学科

- 1 教養科目の中から 22 単位以上
- 2 学部共通科目の中から 6 単位以上
- 3 専門科目の中から 78 単位以上
(基礎専門分野から 27 単位以上、専門分野から 25 単位以上含む)
- 4 教養科目、専門科目及び自己設計科目の中から 18 単位以上

健康福祉学部 総合福祉学科

- 1 教養科目の中から 10 単位以上
- 2 学部共通科目の中から 2 単位以上
- 3 専門科目の中から 60 単位以上
(学部共通科目 2 単位を超える単位は、専門科目の単位とすることができる。)

(注)

- 1 「自由科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目(本学の開設授業科目)」、の単位を修得した場合、合計で上限 20 単位まで卒業に必要な単位数に含めることができます。
- 2 他大学との単位互換協定に基づき、単位を修得した場合、その単位は科目の単位として認定されます。

3. 卒業時期

卒業の時期は、後期末(3月)または前期末(9月)です。

後期末(3月) : 後期終了時において卒業要件を充足した場合、卒業とします。

卒業判定結果については、3月上旬に保証人宛に通知します。

前期末(9月) : 前期終了時において卒業要件を充足した場合、卒業とします。

卒業判定結果については、9月上旬に保証人宛に通知します。

4. 卒業の認定

卒業要件を満たした学生は卒業が認められ、**卒業証書・学位記**が授与されます。卒業の認定を受けた学生には、**大学士の学位**が授与されます。

- (1) 卒業の認定は、3月中旬までに学長が行います。
- (2) 卒業が認定された学生には、保護者あてに卒業式案内をお送りします。
- (3) 卒業が認められなかった学生には、学生本人あてに卒業延期の詳しい理由を、保護者あてに卒業延期のお知らせをそれぞれ文書で通知します。（休学中の学生には通知しません。）
- (4) 卒業の認定結果に関する電話での問合せには、一切お答えしていません。

【卒業延期になったら】

卒業延期の通知が届いたら、今後の履修方法について至急担任に相談してください。

- (1) 卒業延期になった学生には、新クラス・新担任・新年度前期ガイダンスについて、3月下旬に文書で通知します。
- (2) 卒業延期になった場合は、通常どおり履修登録期間内に履修登録をし、授業に出席してください。ガイダンスにも出席し新担任の指導を受けてください。卒業延期自体の特別な手続きはありません。
- (3) 新年度前期休学を希望する場合は、至急担任に連絡をとり、休学の手続きをとってください。前期に休学する学生については前期担任ガイダンスに出席する必要はありません。

【次年度以降の学費について】

卒業延期で次年度以降も在学する場合、以下の場合を除き、学費のうち授業料・教育充実費について半額を減免されます。ただし、学費減免の期間は1年間限りとなりますので、その後は学費全額の納入が必要となります。（過去に卒業延期となり既に学費減免措置の適用を受けている場合、次年度の学費は全額の納入が必要です）

在学年数が不足している場合（2年以上の期間を在学していない場合）は上記学費減免措置が適用されません。

【9月卒業】

前年度卒業延期になった学生が、前期で卒業要件を満たすことができれば、9月24日付の卒業が認定されます。

- (1) 9月24日付の卒業を希望する学生は、前期で卒業要件を満たすように、履修に注意してください。
- (2) 9月24日付卒業の可否については、学生本人が前期に履修した科目の成績を確認し、卒業要件を満たしているかを再度点検してください。
- (3) 卒業要件を満たしていることを確認できたら、教務課に申し出てください。卒業式等の詳細をお知らせします。
- (4) 所定の手続きを経て、正式に卒業の認定及び卒業式の案内を学生あてに文書で通知します。
- (5) 卒業式は、審議等の関係で9月24日より遅くなる場合があります。

5. 学位

所定の期間在学し、卒業に必要な単位を修得した学生は卒業が認定され、次の学位が与えられます。

学部	学科	学位(専攻分野)
人間関係学部	心理学科	学士(心理学)
	子ども発達学科	学士(子ども学)
健康福祉学部	管理栄養学科	学士(栄養学)
	総合福祉学科	学士(総合福祉学)

6. 卒業の延期

前期で卒業要件を充足した場合で、諸般の事情により後期末（3月）まで卒業の延期を願い出た場合は、これを認めます。ただし、後期の学費を納め履修登録を行うこととし、後期休学は認めません。

卒業の延期を希望する人は、指定された期日までに所定の願書を教務課まで提出して許可を得なければなりません。

なお、後期末（3月）卒業者の前期末（9月）卒業延期はありません。

7. 卒業見込証明書の発行

7・8 セメスター生

【7セメスター生発行基準（前期のみ）】

「在学期間」「卒業要件として定める専門教育科目・教養教育科目および融合教育科目」について、以下のすべての条件を満たした場合、申請により発行します。

- ・ 在学期間が3年（6セメスター）を超えていること。
- ・ 専門教育科目・教養教育科目および自由科目（20単位内）を含めて92単位以上修得していること。
- ・ 専門教育科目を48単位以上修得していること。
- ・ 前期履修登録可能単位数と後期履修登録可能単位数とを合わせて卒業要件単位数を充足することが可能であること。

【8セメスター生発行基準（前期・後期共通）】

「在学期間」「卒業要件として定める専門教育科目・教養教育科目および自由科目（20単位以内）」について、以下のすべての条件を満たした場合、申請により発行します。

- ・ 在学期間が3.5年（7セメスター）を超えていること。
- ・ 専門教育科目・教養教育科目および自由科目（20単位以内）を含めて50単位以上修得していること。
- ・ 専門教育科目を72単位以上修得していること。
- ・ 当該学期の履修登録により卒業要件単位数を充足することが可能であること。

〈発行時期〉

卒業見込証明書は履修登録することを前提に発行します。

したがって前期、後期ともに必ず履修登録してください。

詳細な日程については掲示板で確認してください。